

令和 7 年度中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3)

受験上の配慮に関する案内書

～ 目次 ～

1 概要	2
1 - 1 令和7年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮について	
2 受験上の配慮申請の流れ	3
3 受験上の配慮の一覧	4
3 - 1 受験上の配慮の詳細	
3 - 2 受験上の配慮の試験資材	
3 - 3 会場等に関する配慮	
3 - 4 持ち込みを希望する器具など	
4 受験上の配慮申請の手順	20
4 - 1 「受験上の配慮申請書」の準備	
4 - 2 受験上の配慮申請【7月3日（木）午前9時から9月5日（金）午後5時まで】	
5 受験上の配慮申請の審査・決定	21
5 - 1 受験上の配慮申請が承認されないケース	
5 - 2 やむを得ず受験しない場合	
6 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮	23
6 - 1 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮の申請方法	
6 - 2 やむを得ず受験できなかった場合	
6 - 3 本試験では申請しなかったが、追試験では受験上の配慮を申請する場合	
7 よくある質問	24
8 巻末資料【受験上の配慮申請書様式】	26
8 - 1 受験上の配慮申請書の記入例	
8 - 2 申請理由の記入例	
8 - 3 受験上の配慮申請書	

1 概要

令和7年度 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）（以下、「ESAT-J YEAR 3」という。）の受験に際し、病気・負傷や障害等により配慮を希望する場合は、受験上の配慮を申請することができます。

受験上の配慮申請に障害者手帳は必要ありません。手帳の交付を受けていない方でも受験上の配慮申請は可能です。生徒、保護者、学校の先生の三者で十分に相談の上、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容を踏まえ、受験上の配慮を申請してください。

受験上の配慮については、受験上必要な器具等の準備や、受け入れ可能な会場・受験教室の調整を行うため、定められた期間内に「受験上の配慮申請」が必要です。受験上の配慮を希望する場合は、本資料をよくお読みいただき、配慮の内容や申請方法を確認の上、申請してください。

1－1 令和7年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮について

令和7年度ESAT-J YEAR 3では、次の（１）及び（２）を満たした場合において受験上の配慮を行います。

- （１）令和7年度ESAT-J YEAR 3の配慮区分に基づく内容で、かつ在籍する中学校等が現在受けている配慮の内容を踏まえた申請と判断し、保護者が在籍する校長の確認済みの「受験上の配慮申請書（様式1）」を提出した場合
- （２）令和7年度ESAT-J YEAR 3の配慮区分に基づく内容で、かつ受験環境等の準備ができる場合

なお、受験上の配慮により受験する生徒は、原則として「受験上の配慮専用会場での受験」となります。ただし、例外として、個別相談（調整）の上、車椅子を使用する生徒等が、受験上の配慮（教室や座席位置の個別対応）を受けた上で、学校最寄の会場で受験することもあります。

また、同じ中学校で同じ解答時間の配慮区分を申請している生徒同士は、同じ会場・同じ教室になる可能性があります。

2 受験上の配慮申請の流れ

令和7年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮申請は、次の表の中で示している期間で受け付けます。期間内に【1】及び【2】を行い、受験上の配慮申請が完了できるように、時間に余裕をもって準備及び配慮申請を行ってください。

※ 20ページ以降に詳細の説明があります。併せてご確認ください。

【1】受験上の配慮申請書の準備 ⇒詳細：20ページ	
保護者・生徒	在籍校
「令和7年度 受験上の配慮に関する案内書（以下、「本資料」という。）」及び「受験上の配慮申請書（様式1）（本資料28ページ）」を確認し、申請する配慮区分を決定する。 ↓ 「受験上の配慮申請書（様式1）」に、希望する配慮区分と申請理由、学校での配慮内容を記入し、担当の先生に提出し確認を依頼する。 ↓ 学校確認済みの「受験上の配慮申請書」を画像データ化する。 ※スマートフォン等での撮影/スキャナでの取込み等により、画像データ（.jpg、.jpeg、.png、.pdf、.zip）のいずれかの形式で保存する。	提出された「受験上の配慮申請書（様式1）」を確認する。確認後、中学校記入欄に必要事項（中学校長の公印押印を含む。）を記入し、生徒に返却する。
【2】受験上の配慮申請 7月3日（木）午前9時から9月5日（金）午後5時まで ※期間厳守 ⇒詳細：21ページ	
保護者・生徒	事業者
学校から生徒に配布される「令和7年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）保護者・生徒用申し込みマニュアル」に沿って、ESAT-J専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」から「受験上の配慮申請」を行う。 ※学校確認済みの「受験上の配慮申請書（様式1）」の画像データが必要です。 審査結果が更新されると、通知メールが送信されるので、「保護者用マイページ」又は「生徒用マイページ」にて確認する。 ■審査中の場合：「承認待ち」と表示されます。 ■承認の場合：「申込完了」と表示されます。 ※「申込完了」となると、受験上の配慮及び受験申し込みの手続きは全て完了です。 ■不備があった場合又は承認されなかった場合：「差戻し」と表示されます。	申請内容及び「受験上の配慮申請書（様式1）」の確認及び審査 ※通常5日程度（土日祝日除く）かかります。 ※申請内容等に不明な点や不備がある場合、又は個別のご要望等への対応ができない場合は、受験上の配慮に関する窓口より直接保護者（生徒）又は担当教員宛てに電話をする場合があります。

3 受験上の配慮の一覧

令和7年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮は、以下の表のとおりです。複数の配慮区分を申請することも可能ですが、重複して申請できない区分もあるため、このページ下部の表外の注意書きをご確認ください。具体的な配慮内容及び持ち込みを希望する器具等については、5ページ以降をご確認ください。

※申請する配慮区分を選ぶ際は、学校の先生と相談し、障害の程度や通常の授業での状況を考慮してください。障害等の状況により受験を迷う場合は、学校におけるその他の試験での配慮内容を参考に受験するかどうかをご判断ください。

配慮区分	配慮事項	配慮の概要	解答時間の延長
1	視覚関係	点字問題冊子による受験	あり
2		拡大問題冊子（イラストの文字化）による受験	あり
3		拡大問題冊子による受験	あり
4		拡大問題冊子による受験	なし
5	聴覚関係	音（音声）を文字化した問題冊子での受験（音声の聞き取りなし）	あり
6		音（音声）を文字化した問題冊子での受験（直接再生による音声の聞き取りあり）	あり
7		直接再生による音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題冊子なし）	なし
8	きつ音・発話障害関係	解答時間の延長	あり
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮	なし
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮	なし
11	発達障害・知的障害・ 情緒障害・識字障害	受験会場等に関する配慮	あり
12		受験会場等に関する配慮	なし
13	その他（持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等）	受験会場等に関する配慮	なし
14	日本語指導	受験会場での支援	なし

重複申請時のルール

- 1) 配慮区分1～4は、重複して申請することができません。
- 2) 配慮区分1を選択した場合は、配慮区分5、6、14を重複して申請することができません。
- 3) 配慮区分5～7は重複して申請することができません。
- 4) 配慮区分11、12は、重複して申請することができません。

3 - 1 受験上の配慮の詳細 ※配慮区分ごとの試験資材サンプルは12ページ以降にございます。

区分 1：視覚関係		
配慮概要	点字問題冊子による受験	
試験資材	■タブレット端末 ■点字問題冊子（試験の案内及び試験問題） ■デジタルICレコーダー	
解答時間等の延長・種類	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約 2 分程度延長となります。
ヘッドセットの装着	装着しません。	
解答方法	点字問題冊子を利用しながらタブレット端末に解答を録音	
試験実施教室	個室 ※タブレット端末から直接音声を再生するため。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	監督員は、試験準備時のタブレット端末操作代行や機材装着準備をサポートする。また、試験前の準備動画の内容は、監督員から口頭で説明を行う。 《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3 - 4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 2：視覚関係		
配慮概要	拡大問題冊子（イラストの文字化）による受験	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット ■拡大問題冊子（イラストの文字化版） ■試験開始前の準備動画冊子	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約 2 分程度延長となります。
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	拡大問題冊子（イラストの文字化版）を利用しながらタブレット端末に解答を録音	
試験実施教室	解答時間 1.4 倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3 - 4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 3：視覚関係		
配慮概要	拡大問題冊子（画面拡大）による受験	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット ■拡大問題冊子（画面拡大） ■試験開始前の準備動画冊子	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	拡大問題冊子（画面拡大）を利用しながらタブレット端末に解答を録音	
試験実施教室	解答時間 1.4 倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 4：視覚関係		
配慮概要	拡大問題冊子（画面拡大）による受験	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット ■拡大問題冊子（画面拡大） ■試験開始前の準備動画冊子	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	拡大問題冊子（画面拡大）を利用しながらタブレット端末に解答を録音	
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 5：聴覚関係		
配慮概要	音（音声）を文字化した問題冊子での受験（音声の聞き取りなし）	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット ■音声内容補助冊子 ■監督員指示内容補助冊子	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	音声内容補助冊子とタブレット端末に表示された文字を読みながら解答	
試験実施教室	解答時間 1.4 倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 6：聴覚関係		
配慮概要	音（音声）を文字化した問題冊子での受験（直接再生による音声の聞き取りあり）	
試験資材	■タブレット端末 ■デジタルICレコーダー ■音声内容補助冊子 ■監督員指示内容補助冊子	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。
ヘッドセットの装着有無	装着しません。	
解答方法	音声内容補助冊子とタブレット端末に表示された文字を読みながら、また、タブレット端末から直接再生される音声も聞きながら解答	
試験実施教室	個室又は個別スペース ※タブレット端末から直接音声を再生するため	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 7：聴覚関係		
配慮概要	直接再生による音（音声）の聞き取りありでの受験（音声文字化の問題冊子なし）	
試験資材	■タブレット端末 ■デジタルICレコーダー	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着有無	装着しません。	
解答方法	タブレット端末から直接再生される音声を聞きながら解答	
試験実施教室	個室又は個別スペース ※タブレット端末から直接音声を再生するため	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 8：きつ音・発話障害関係		
配慮概要	解答時間の延長	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約3倍の延長 ※通常の試験時間より約7分30秒程度延長となります。
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間3倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 9：上肢不自由		
配慮概要	受験会場等に関する配慮	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	通常と同様	
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3 - 4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 10：下肢不自由		
配慮概要	受験会場等に関する配慮	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	通常と同様	
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。ただし、例外として、個別相談（調整）の上、車椅子を使用する生徒等が、受験上の配慮（教室や座席位置の個別対応）を受けた上で、学校最寄りの会場で受験することもあります。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3 - 4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 11：発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害		
配慮概要	受験会場等に関する配慮	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約3倍の延長 ※通常の試験時間より約7分30秒程度延長となります。
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間3倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 12：発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害		
配慮概要	受験会場等に関する配慮	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間1倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3－4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 13：その他（持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等）

配慮概要	受験会場等に関する配慮 ※不登校等で心理面での配慮が必要と判断される場合、こちらの配慮区分で申請可能です。	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着有無	装着します。 ※何らかの理由がある場合は、この限りではない。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3 - 4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

区分 14：日本語指導

配慮概要	受験会場での支援	
試験資材	■タブレット端末 ■ヘッドセット	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着有無	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する配慮	《以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■試験準備時のタブレット端末操作補助 ■機材装着準備のサポート ■エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■車いすの利用 ■多目的トイレの利用	
持ち込みを希望する器具等	持ち込み物を希望する器具等がある場合は、「3 - 4 持ち込みを希望する器具など（19ページ）」参照	

3-2 受験上の配慮の試験資材

令和7年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮における試験資材は以下のとおりです。

(1) 試験資材一覧

- ア タブレット端末
- イ ヘッドセット
- ウ デジタルICレコーダー 【配慮区分1・6・7で使用】
- エ 点字問題冊子 【配慮区分1で使用】
- オ 拡大問題冊子（イラストの文字化） 【配慮区分2で使用】
- カ 拡大問題冊子（画面拡大） 【配慮区分3・4で使用】
- キ 試験開始前の準備動画冊子 【配慮区分2・3・4で使用】
- ク 音声内容補助冊子 【配慮区分5・6で使用】
- ケ 試験監督指示内容補助冊子 【配慮区分5・6で使用】

(2) サンプル

ア タブレット端末

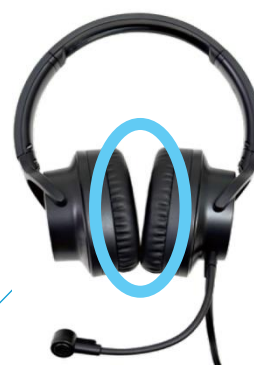
試験には、タブレット端末を使用します。ヘッドセットとタブレット端末本体の両方で音声録音され、録音の状況は「見て」確認できるようになります。画面上では文字の大きさを選択でき、テスト問題の全ての指示文にルビがついています。また、テスト問題のイラストは色覚特性の方に配慮し、白黒で見やすく表示されます。



イ ヘッドセット

試験中は、集中して取り組むことができるように、マイク付きヘッドセットを使います。

※区分5・6を除き、何らかの理由でヘッドセットを利用できない場合（例：解答中の「サー」という音が気になる等）は、配慮区分「13：その他（持病・対人恐怖症等の心理面での配慮が必要な場合等）」にて申請を行い、ヘッドセットを利用できない旨を申請書の「申請理由欄」に記入してください。



クッション部分：ポリウレタン

※7月から9月まで、在籍する中学校で、体験用タブレット端末とヘッドセットをお試しいただけますので、学校の先生に相談してください。

ウ デジタルICレコーダー 【配慮区分1・6・7で使用】

受験上の配慮区分1・6・7のタブレット端末から音声を直接再生する配慮措置において、タブレット端末音声の補助録音機材として使用します。

エ 点字問題冊子【配慮区分 1 で使用】

受験上の配慮区分 1 において、点字問題冊子を使用します。点字問題冊子には、試験の案内及び試験問題が含まれます。

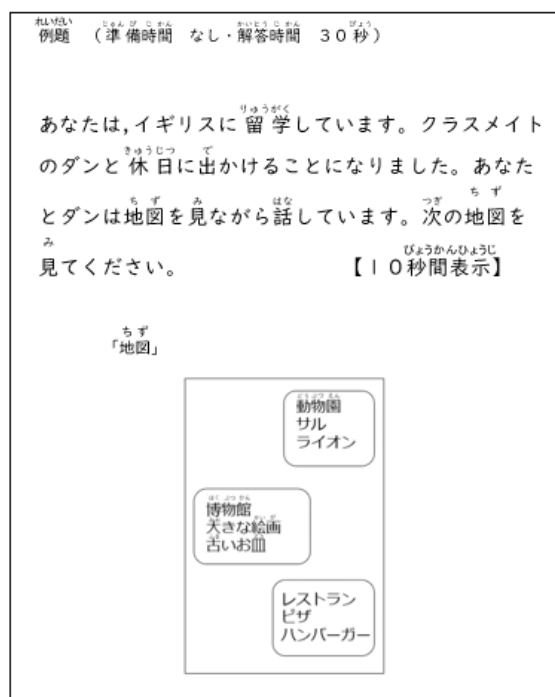
オ 拡大問題冊子（イラストの文字化）【配慮区分 2 で使用】

令和 7 年度 ESAT-J YEAR 3 では、タブレット端末で文字の拡大が可能です（大：17 ポイント程度）。体験用タブレット端末で確認の上、必要に応じて配慮を申請してください。

弱視等のため、タブレット端末上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大し、イラストを文字化した「拡大問題冊子（イラストの文字化）」を用意します。なお、タブレット端末画面とレイアウト等が異なることがあります。

申請に関して		申請時に、「区分 2：拡大問題冊子（イラストの文字化）」による受験」を選択すること
拡大問題冊子 （イラストの文字化版）	文字の大きさ	22 ポイント程度 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせて適当な大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A 4 判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振る
	色	白黒印刷
解答時間の延長		解答時間 約 1.4 倍

【拡大問題冊子（イラストの文字化）のイメージ】



※準備時間内に対応できるよう、イラストの内容を簡素化することがあります。

【参考：タブレット端末画面のイメージ】



※画面の大きさ 12.8cm×80cm

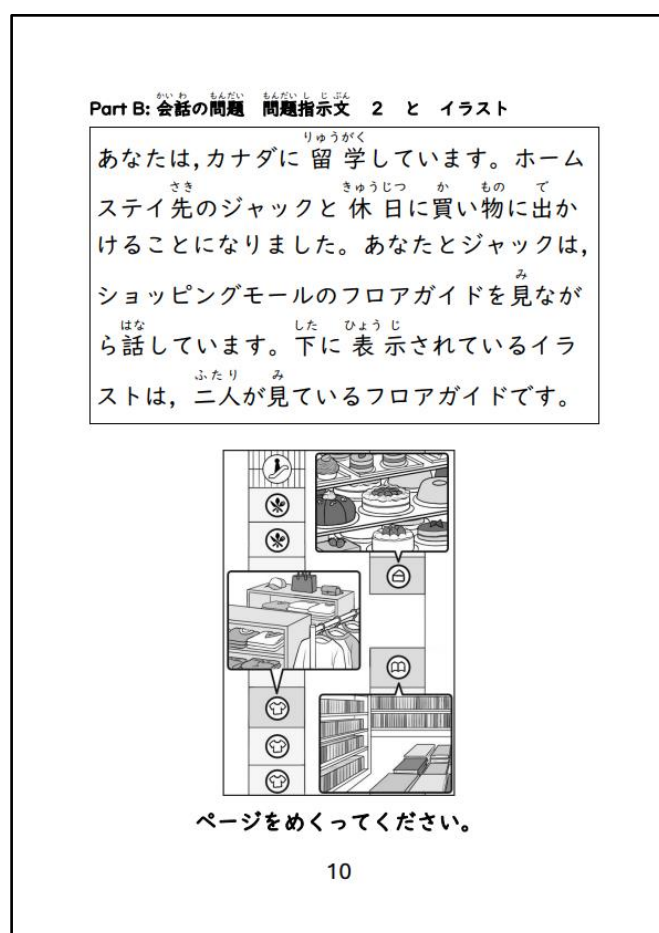
※画面レイアウト及び冊子のデザインは変更となる場合があります。

カ 拡大問題冊子（画面拡大）【配慮区分3・4で使用】

弱視等のため、タブレット端末上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大した「拡大問題冊子（画面拡大）」を用意します。

申請に関して		申請時に、「区分3：拡大問題冊子による受験」、もしくは「区分4：拡大問題冊子による受験」を選択すること
拡大問題冊子 （画面拡大版）	文字の大きさ	22ポイント程度／白黒 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせて適当な大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振る
	色	カラー印刷（問題内容（指示文、イラスト）は白黒で表示されます）
解答時間の延長		なし ※ページをめくるように指示する音声が入ります。

【拡大問題冊子（画面拡大）のイメージ】



※タブレット端末画面を拡大印刷したもの

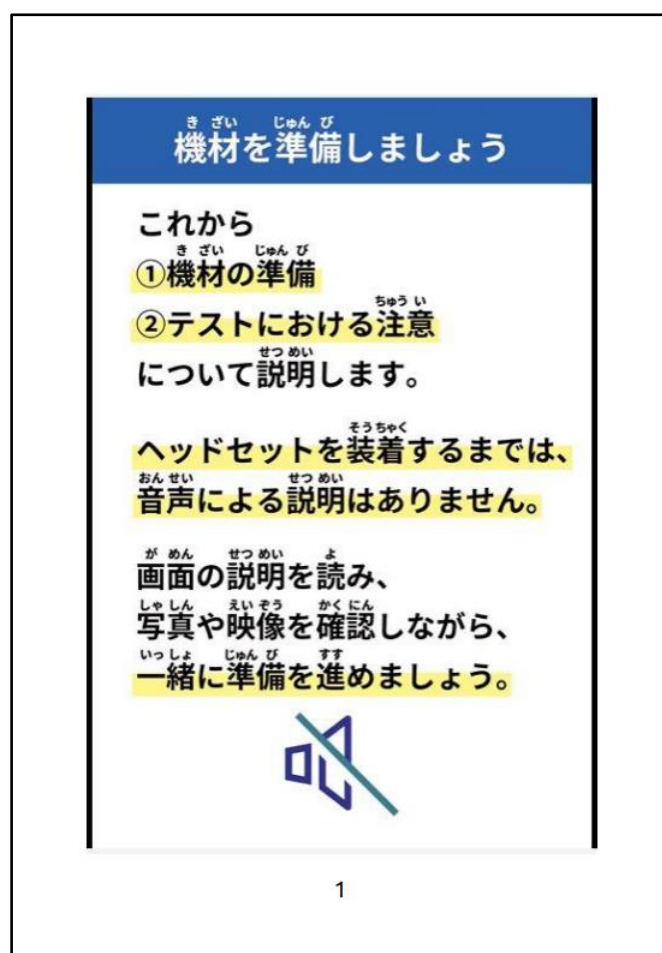
※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

キ 試験開始前の準備動画冊子【配慮区分2・3・4で使用】

弱視等のため、タブレット端末上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大した「試験開始前の準備動画冊子」を用意します。

申請に関して		申請時に、「区分2：拡大問題冊子（イラストの文字化）による受験」、「区分3：拡大問題冊子による受験」、もしくは「区分4：拡大問題冊子による受験」を選択すること
試験開始前の準備動画冊子	文字の大きさ	22ポイント程度／白黒 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせて適当な大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振る
	色	カラー印刷（問題内容（指示文、イラスト）は白黒で表示されます）
解答時間の延長		あり 又は なし ※ページをめくるように指示する音声が入ります。

【試験開始前の準備動画冊子のイメージ】



※タブレット端末画面を拡大印刷したもの

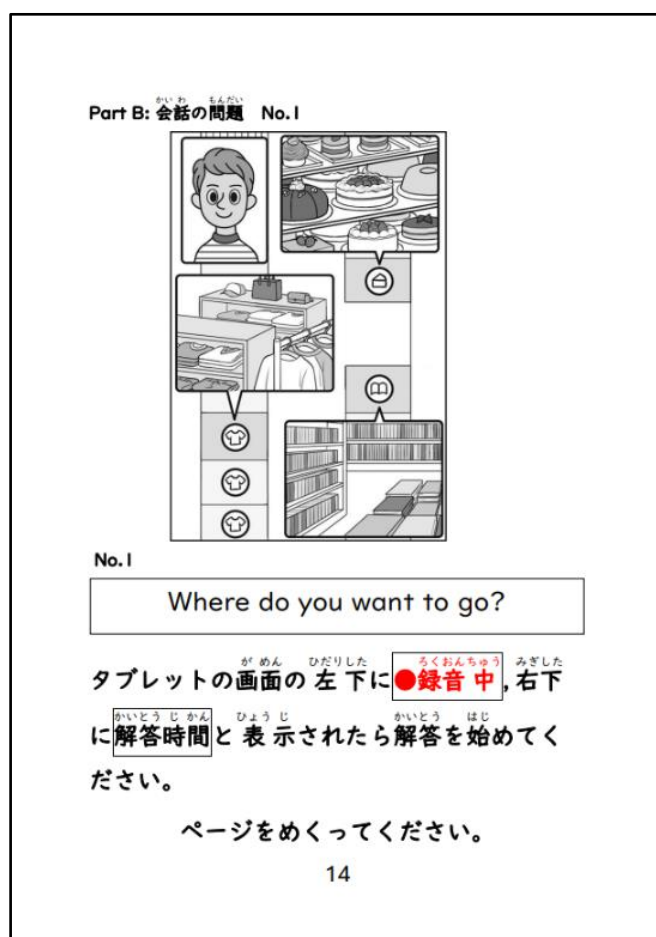
※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

ク 音声内容補助冊子【配慮区分 5・6 で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、話される音（音声）の聞き取りを不要とする生徒を対象として、タブレット端末から再生される音声を文字化した「音声内容補助冊子」を用意します。

申請に関して		申請時に「5：音（音声）を文字化した問題での受験」（音声の聞き取りなし）」、もしくは「6：音（音声）を文字化した問題での受験（直接再生による音声の聞き取りあり）」のいずれかを選択すること
音声内容 補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせて適当な大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振る
	色	カラー印刷（問題内容（指示文、イラスト）は白黒で表示されます）
解答時間の延長		解答時間 約1.4倍

【音声内容補助冊子のイメージ】



※タブレット端末から再生される音声を文字化したもの

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

ケ 試験監督指示内容補助冊子【配慮区分 5・6 で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、試験準備時や片付けの場面で試験監督等が話す内容の聞き取りが難しい生徒を対象として、試験監督等の指示を文字化した「監督指示内容補助冊子」を用意します。試験監督等は、口頭での教示も行います。試験監督等の指示が聞こえる場合は、この冊子を使用しなくても構いません。

申請に関して		申請時に、「 ５：音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りなし） 」、もしくは「 ６：音（音声）を文字化した問題での受験（直接再生による音声の聞き取りあり） 」のいずれかを選択すること
試験監督指示 内容補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	試験監督等の指示の進行に合わせる
	色	白黒印刷
解答時間の延長		配慮区分 5 及び 6：解答時間 約1.4倍 配慮区分 7：なし

【監督指示内容補助冊子のイメージ】

ご じ
午後1:00～

し けんかい し せんげん
試験開始宣言

【これから、し けん試験をはじめます。】

【試験がし けん終わるまで、しゅう い周囲のひとと話をはなししては
いけません。】

【今から、かんとういん監督員がみな皆さんのほんにんかくにん本人確認をおこな行いま
す。】

【マスクをしている人は、かんとういん監督員がかお顔をかくにん確認す
るときはマスクをはず外してください。かくにん確認が済ん
だらまたマスクをしてかまいません。】

【マスクをしていても、さいてん採点にはししょう支障ありませ
ん。】

【かんとういん監督員はほんにんかくにん本人確認をはじ始めてください。】

1

※試験監督等の口頭指示と同様の内容を文字化したもの

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

3－3 会場等に関する配慮

会場等に関する配慮では、申請する配慮区分に応じて、受験に適している会場または試験教室の配慮を設定しています。各配慮区分にて申請できる会場等に関する配慮の詳細は、5 ページから 11 ページでご確認ください。

（１）会場等に関する個別の要望について

空調や照明についての個別のご要望や、多目的トイレ等における設備のご要望等、会場に関して希望をいただいても対応できない場合があります。このような場合、受験上の配慮に関する窓口より直接保護者（生徒）又は担当教員宛てに電話をする場合があります。

（２）会場等に関する配慮に関する留意点

- ・ 同じ配慮区分の生徒は同じ教室になるため、最大 50 名程度の教室で受験いただく可能性がございます。
- ・ 症状のために必要があり、少人数教室を希望した場合、10～30 名程度の受験室への割り当てとなります。
- ・ 区分 1・6・7（視覚関係〔点字〕・聴覚関係）以外の個室希望は、原則対応不可となります。
- ・ 同じ中学校で同じ受験上の配慮区分を申請された方は、同じ会場・教室になる場合があります。
- ・ 介助者は受験会場で試験監督等から介助者用のタグを受け取ってください。**事前に申請のない介助者は、入場することができません。**また、介助者は生徒と共に受験教室まで同行できますが、試験中は、介助者控室でお待ちいただき、原則受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合、受験上の配慮に関する窓口にご相談ください。

3-4 持ち込みを希望する器具など

令和7年度 ESAT-J YEAR 3 では、受験時に使用する器具などについて、必要なものを申請することができます。自分の希望する器具の詳細を「受験上の配慮申請書（様式1）」の申請理由欄ならびに専用ポータルサイト上の申請欄に入力してください。審査時に以下の観点にて確認を行います。なお、記載した要望への対応可否については、審査後にお知らせします。

（1）希望する器具の審査の観点

- ① 試験の公平性を保てる器具であること（インターネット接続が必須となる器具は不可）。
※インターネットに接続して使用する必要があるアプリケーション等の利用も不可。
- ② 一般の会場で使用でき、受験者自身で持ち運び可能な大きさ・仕様であること。
- ③ 試験に用いるタブレット端末への接続（差し込み等）が不要であること。
- ④ 器具の見えるところに英字の記載がないもの。英字の記載がある場合、読めないようにテープなどで覆うこと。

（2）持ち込みが認められる例

- ・ 視覚を補助する器具（ルーペ、拡大読書器、リーディングルーラー等）
- ・ 聴覚を補助する器具（ロジャーマイク、マイク付き補聴器等）

（3）持ち込みが認められない器具など

（1）の①～④の観点から、以下の器具等については、配慮申請がなされても持ち込みを認めることができません。あらかじめご了承ください。

- ・ インターネットに接続するスマートウォッチ、ウェアラブル端末
- ・ 特製机、いす（大きさ・仕様による）
- ・ 受験時にタブレット端末に接続して利用するイヤホン、ヘッドセット、スピーカー
※上記（2）の聴覚を補助する器具は除く
- ・ 受験者自身で持ち運びができないもの
- ・ 作動音、アラーム音等が鳴るもの

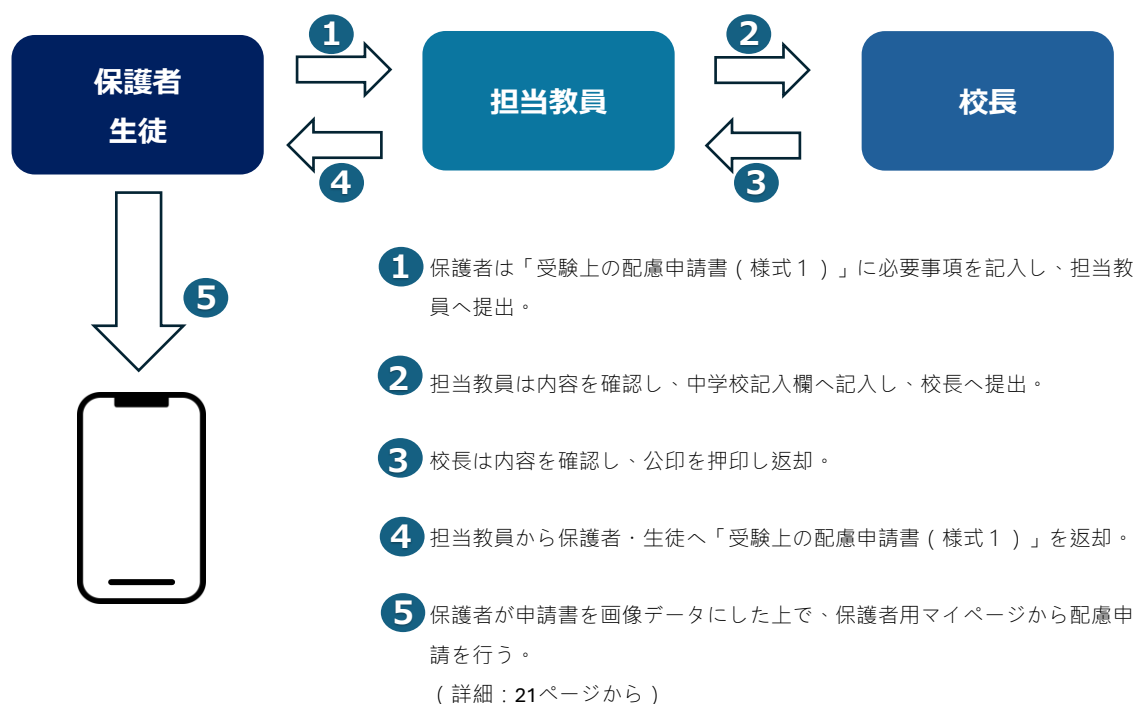
※保護者が介助者（「受験上の配慮申請書（様式1）」申請理由欄に記入が必要）を手配し、介助者が持ち運び可能な器具は、持ち込みが認められる場合があります。介助者は受験会場で試験監督等から介助者用のタグを受け取ってください。**事前に申請のない介助者は、入場することができません。**介助者は生徒と共に受験会場まで同行できますが、試験中は、介助者控室でお待ちいただき、原則受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合は、受験上の配慮に関する窓口にご相談ください。

4 受験上の配慮申請の手順

4-1「受験上の配慮申請書（様式1）」の準備

本案内書の28ページにある「受験上の配慮申請書（様式1）」を作成します。記入例（26、27ページ）をよく確認してから記入してください。保護者が記入する箇所と、中学校（担当教員）が記入する箇所があるので、注意してください。保護者は、必要事項を記入した「受験上の配慮申請書（様式1）」を中学校に提出してください。中学校は記載内容を確認した上で、中学校記入欄に必要事項を記入し、校長の公印を押印し保護者・生徒に返却してください。

令和7年度 ESAT-J YEAR 3 受験上の配慮申請の流れ



保護者は、返却された「受験上の配慮申請書（様式1）」に中学校記入欄を含む全ての項目が記入されているか、公印が押印されているか確認してください。その後、「受験上の配慮申請書」を画像データ化します。「受験上の配慮申請書」をスマートフォン、デジタルカメラ等で撮影又はスキャナー等で画像取込みを行い、jpg、jpeg、png、pdf のいずれかのデータ形式にして、保存してください。

※ファイルが2つ以上になる場合は圧縮（zip形式）で1つのファイルにしてください。

【「受験上の配慮申請書（様式1）」記入時の注意事項】

- 希望する配慮区分は、生徒、保護者、担当教員の三者で十分に相談の上、在籍する中学校等で生徒が現在受けている配慮の内容を踏まえ、決定してください。
- 申請書は、黒又は青のボールペンで、丁寧に、はっきりと記入してください。記入内容を訂正する場合は、誤記部分に二重線を引き、余白に訂正内容を記入してください。
- 「2 申請理由」欄には、配慮を希望する理由や持ち込みを希望する器具、その他要望をご記入ください。
- 記入した「受験上の配慮申請書（紙）」は、保護者が受験完了後まで保管してください。郵送や提出の必要はありません。受験完了後は保護者が適切に破棄してください。

4-2 受験上の配慮申請【7月3日（木）午前9時から9月5日（金）午後5時まで】

受験上の配慮申請は、令和7年7月3日（木）午前9時から9月5日（金）午後5時までの期間に、ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」から行います。

受験上の配慮申請をするためには、「保護者用マイページ」から生徒情報の登録が必要です。学校から配布される『保護者・生徒用申し込みマニュアル』を見ながら生徒情報の登録を行ってください。なお、受験上の配慮の申請に障害者手帳は必要ありません。

5 受験上の配慮申請の審査・決定

受験上の配慮申請後は、申請内容について審査を行います。審査には、**通常5日程度（土日祝日を除く。）**かかります。（混雑の状況により変わります。）

審査結果は、ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」にて確認できます。また、「中学校管理者用ページ」でも確認することができます。

【注意事項】

「受験上の配慮申請書（様式1）」に不備（申請内容等）がある場合、内容確認のための連絡を行ったり、「差戻し」となって審査にお時間がかかったりすることがあります。

5-1 受験上の配慮申請が承認されないケース

受験上の配慮を申請しても、全ての申請内容が承認されるわけではありません。次のような場合、受験上の配慮に関する窓口より直接保護者（生徒）又は担当教員宛てに電話をする場合があります。

保護者又は担当教員に連絡し、申請内容の詳細・背景等を確認します。その上で、試験の厳正な実施の担保が難しいと判断した場合は、申請の「差戻し」をする場合があります。

また、「受験上の配慮申請書（様式1）」に記載内容の誤りや記入内容の漏れがあった場合は、正しい内容が記載された申請書に修正の上、専用ポータルサイト内の保護者用マイページより再申請をしていただきます。

「受験上の配慮申請書」に公印の押印がない場合は、申請を承認できません。その場合、「受験上の配慮申請書」に校長の公印を押印の上、再提出をお願いいたします。

希望する配慮が、配慮区分やその組み合わせにない場合、受験上の配慮に関する窓口へご相談ください。

保護者又は担当教員に連絡し、「どのような配慮内容であれば受験可能であるか」等、詳細の確認を行います。要望に沿う会場の手配が難しい場合は、申請の「差戻し」をする場合があります。

- ・ 「受験上の配慮申請書」に記載の連絡先とマイページに登録されている連絡先が異なる。
- ・ 「受験上の配慮申請書」に記載の氏名とマイページに登録されている氏名・フリガナが異なる。
- ・ 「受験上の配慮申請書」ではなく、顔写真をアップロードしてしまっている。

5－2 やむを得ず受験しない場合

令和7年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）で準備可能な受験上の配慮の内容では受験できないと判断され、やむを得ず受験しない場合、次の措置となります。

- ・ 「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」を申請する。

申請の方法、点数の算出方法等は「令和7年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）実施要項」第2－5（2）「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」をご確認ください。

6 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮

受験上の配慮申請の申請期間が終了した後に、不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）により受験上の配慮を希望する場合は、審査の上、受験上の配慮の可否を決定します。

なお、この受験上の配慮は、申請する理由が「受験上の配慮申請期間後に発生した場合」に限り、申請を受け付けます。本来、受験上の配慮申請期間に申請すべき内容であった場合には、対象となりません。

6－1 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮の申請方法

不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は、本案内書で希望する配慮区分を検討した後に、保護者が、29 ページに記載の受験上の配慮に関する窓口にご連絡してください。

【注意事項】

- ・ 申請いただく時期によっては、試験資材や試験監督等の確保の関係から、希望する配慮での対応ができなかったり、予備日での受験を調整させていただいたりする場合があります。不慮の事故等のため、受験上の配慮が必要となった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 不慮の事故等による受験上の配慮申請の審査期間は、通常 5 日程度（土日祝日を除く。）より長くなる場合があります。

6－2 やむを得ず受験できなかった場合

6－1 に該当しない、感染症の罹患等が本試験日の直前に判明し、やむを得ず受験できない場合、追試験を受験していただきます。

6－3 本試験では申請しなかったが、追試験では受験上の配慮を申請する場合

受験上の配慮申請が必要になります。「受験上の配慮申請書（様式 1）」をご用意の上、受験上の配慮に関する窓口までご連絡ください。

7 よくある質問

	No.	質問	回答
配慮全般について	1	申請する際の基準はありますか。	申請基準は設けておりません。学校の先生と相談した上で、申請してください。障害者手帳の所持の有無は問いません。
	2	どの配慮を申請したらよいか分かりません。	障害の程度や通常の授業での状況を考慮し、学校の先生と相談した上で、必要な配慮を申請してください。
	3	希望したい配慮の内容が一覧にありません。	受験上の配慮として対応ができる内容は、原則として、本案内書に記載のあるものとしています。一覧にない配慮の内容を希望する場合は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）受験上の配慮に関する窓口までご連絡ください。
	4	教室には何名くらい受験生がいますか。	最大50名程度です。会場や希望される配慮区分により、定員は異なります。聴覚関連の配慮区分の生徒で「個室」の記載がある生徒は個室又は個別スペースでの受験となります。
「受験上の配慮申請書」について	5	「受験上の配慮申請書」を印刷することができません。別の用紙に必要事項を記入して申請書としてもよいですか。	必要な情報を確実にいただくため、必ず28ページにある指定の様式に記入してください。指定の様式以外での申請はできません。印刷ができない場合は、学校の先生に相談、またはコンビニエンスストア等にあるプリントサービスを利用してください。
	6	ミドルネームを記入する場所がありません。	生徒姓名の「名」欄に名前とともに記入してください。
	7	「受験上の配慮申請書」を学校に確認してもらえていません。	校長先生による公印の押印がないものは、受け付けできません。すぐに先生に相談し、確認してもらってください。
	8	外国籍の生徒などで生徒や保護者が「受験上の配慮申請書」の記入ができない場合、学校の代筆でもよいですか。	可能です。個人情報に関して、必ず生徒と保護者から代筆の許可をとってください。許可証などの証明書の提出は不要です。
	9	「受験上の配慮申請書」はいつ郵送したらよいですか。	「受験上の配慮申請書」の郵送は不要です。保護者が保管し、受験終了後に破棄してください。
WEBでの受験上の配慮申請について	10	「保護者用マイページ」のパスワードを忘れてしまいました。	専用ポータルサイトからパスワードの再発行が可能です。ログイン画面にある「パスワードをお忘れの方」を押し、指示に従ってください。
	11	申請した後に、申請内容の変更や取り下げができますか。	申請後の変更や取り下げはできません。申請前に内容を十分確認した上で申請してください。
	12	申請期間内に申し込みできません。	受験上の配慮申請期間を過ぎてしまうと、申請を受け付けることができませんので、早めに準備・申請してください。
	13	申請しましたが、専用ポータルサイト上で「差戻し」となりました。	専用ポータルサイト「保護者用マイページ」へログインし、差戻し理由を確認してください。必要な部分を修正し、再度申請してください。

	No.	質問	回答
個別の配慮希望について	14	スピーキングではなく筆記で解答したい。	本試験は、筆記の解答には対応できません。
	15	音（音声）のボリュームをかなり大きくして聞きたい（強音放送）。	問題文等のタブレット端末の音量は自分で調節できますので、音量を上げての受験が可能です。 タブレット端末の最大音量でも音量に不安がある場合は、配慮区分6で「音声内容補助冊子」を併用しての受験が可能のため、配慮区分6を申請した上で、音声の聞き取りあり+音声内容補助冊子にてご受験ください。 ※タブレット端末にスピーカー等をつなげての強音放送には、対応できません。
	16	個室で受験したい。	原則、個室での受験はできません。通常受験会場とは別の会場（複数人数）での受験となります。 ※点字・聴覚関係の配慮措置で、タブレット端末から直接音声を再生又はヘッドセットを装着できない場合は、個室又は個別スペースでの受験となります。
	17	試験監督の性別を指定したい。	試験監督等の性別の指定には対応できません。
	18	試験監督に介助者としての対応を依頼したい。	試験監督等による介助はできません。介助者が必要な場合は、生徒又は保護者が手配し、「受験上の配慮申請書」の申請理由欄に記入してください。介助者は受験会場試験監督等から介助者用のタグを受け取ってください。 事前に申請のない介助者は、入場することができません。 介助者は生徒と共に受験会場まで同行できますが、試験中は、介助者控室でお待ちいただき、原則受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）受験上の配慮に関する窓口にご相談ください。
	19	持ち込み器具等が生徒のみで運ばせん。	生徒自身で持ち込みや設定ができるもののみ承認となります。 生徒自身で持ち込みができない場合は、生徒又は保護者が介助者を手配し、「受験上の配慮申請書」の申請理由欄に記入してください。
	20	同じ中学校の生徒と同じ会場になりますか。	通常受験の生徒とは異なる受験上の配慮専用会場になりますが、 <u>同じ中学校で同じ解答時間の配慮区分を申請している生徒同士は、同じ会場・同じ教室になる可能性があります。</u>
受験当日について	21	何か受験に必要な持ち物がありますか。	「受験票」を忘れずにお持ちください。 受験に必要な器具等の持ち込みが承認されている場合は、忘れず持参してください。 なお、試験開始前に試験監督等が、持ち込んだ器具等の確認を行う場合があります。

8 巻末資料【受験上の配慮申請書様式】

28 ページにある「受験上の配慮申請書」の様式を利用してください。記入時には 26,27 ページの記入例を参考にしてください。

8-1 受験上の配慮申請書の記入例

(様式 1)

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書	
東京都教育委員会教育長 殿	フリガナ トウキョウ 太郎
受験者 姓	東京
フリガナ トウキョウ	フリガナ ハナコ
保護者 姓	東京
名	花子
電話番号	XXX-XXXX-XXXX

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、受験上の配慮を次のとおり申請します。

1 希望する配慮区分 希望する配慮区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印 記入欄	配慮事項	配慮の概要
1		点字問題冊子による受験 (解答時間の延長あり) ※ 5、6、14 は重複して申請できません。
2	視覚関係 (点字・拡大文字)	拡大問題冊子 (イラストの文字化) による受験 (解答時間の延長あり)
3	※ 1～4 は重複して申請できません。	拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長あり)
○ 4		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長なし)
5		音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (音声の聞き取りなし・解答時間の延長あり)
6	聴覚関係	音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり)
7	※ 5～7 は重複して申請できません。	直接再生による音 (音声) の聞き取りありでの受験 (音声を文字化した問題冊子なし)
8	きつ着・発話障害関係	解答時間の延長
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮
11	発達障害・知的障害・情緒障害・障害	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長あり)
12	※ 11、12 は重複して申請できません。	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長なし)
13	その他 (持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等)	受験会場等に関する配慮
14	日本語指導	受験会場での支援

2 申請理由 障害等の内容や程度を含めて、上記 1 の配慮を希望する理由、普段の学校での配慮を具体的に記入してください。

希望する理由	視力が弱いため、10pt程度の文字は読むことが難しい。
学校での配慮内容	学校の授業でも教科書を拡大印刷して使用している。 定期テストでは、拡大問題冊子を使用している。

3 中学校記入欄 上記の申請内容が、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容に準じていることを確認し、以下の欄全てに記入の上、公印を押してください。

上記のとおり、受験上の配慮が必要であると認めます。	
令和 7 年 7 月 20 日	
校長 名 ○○区 立 △△中	学校長 都庁 太郎
担当教員氏名 新宿 ヨシコ	電話番号 XX-XXXX-XXXX

(注釈)

- ① 本申請書 (原本) の提出は必要ありません。専用ホームページにて本申請書の画像データを郵送提出いただきます。
- ② 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取り込み等を行い、本申請書の jpg、png、pdf、zip (ファイルが複数枚の場合) のいずれかの画像データを準備してください。保護者用マイページ上での配慮申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
- ③ 必ず配慮申請期間最終日の午後 5 時までに保護者用マイページから配慮申請を完了してください。
- ④ 配慮申請の審査において、不適合等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 受験上の配慮に関する窓口より直接保護者 (生徒) 又は担当教員宛てに電話をする場合があります。なお、連絡内容は、対応関係の向上と確実な手続きのため、匿名で行います。
- ⑤ 本申請書は保管し、受験終了後に返却してください。

【本申請書に記入いただく情報の取り扱いについて】

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、本申請書の記載情報を含む、配慮申請時に提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、提供いただいた情報が利用されることはありません。当該個人情報取り扱いにつきまして、保護者の方の同意を得た上で、受験者本人も同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1) 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) の円滑な実施 (受験上の配慮を含む。)
- 2) 上記テストの統計処理・分析
- 3) 配慮申請の審査・承認、結果等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

① 保護者・生徒が 1 及び 2 を記入

- ・ミドルネームがある方は、生徒姓名の「名」欄に名前とともに記入してください。
- ・電話番号は、日中につながりやすい番号を記入してください。
- ・申請理由は、できるだけ詳しく、具体的に記入してください。

1 及び 2 の記入が終わったら、担当教員に本申請書を渡し、学校に確認を依頼してください。

② 中学校が 3 を記入

- ・中学校は記載の内容を確認した上で、「日付・学校名・校長名・担当教員氏名・電話番号」を記入し、公印を押印してください。
- ・記入、押印完了後の申請書は、生徒に渡してください。

③ 保護者が受験上の配慮を申請

- ・保護者は、保護者用マイページから受験上の配慮を申請する際、本申請書の画像データを添付してください。

8-2 申請理由の記入例

28 ページにある「受験上の配慮申請書」の様式を利用してください。記入時には 26、27 ページの記入例を参考にしてください。

希望する理由（例）	学校での配慮内容（例）
全盲のため	点字教科書を使用している。
弱視・視野が狭いため	拡大教科書を使用しており、テストでは問題用紙の拡大と時間を10分延長して受けている。
弱視のため	授業ではルーペを使用し、定期テストでは、拡大問題冊子の使用と時間の延長をしている。
弱視のため	授業は虫眼鏡を使用し、定期テストでは、拡大問題冊子を使用している。
聴力が弱いため	周りが騒がしかったり、音が多い状態だと会話を聞き取ることが難しいため、学校のテストでは文字化対応をお願いしている。
人工内耳を使用しているため	授業はロジャーマイクの使用、要約筆記で対応している。 ロジャーマイクの持ち込みを希望
補聴器を使用しているため (両耳/右耳のみ/左耳のみ)	学校では、別室受験でリスニングテスト時に音声聞き取りやすくなるよう配慮してもらっている。 ESAT-J YEAR 2 実施時にヘッドセットを装着して受験ができなかった（不快に感じた）ため。
緊張すると最初の言葉が上手く出せずに間 が空くため	学校では発言をせかさず、待ってもらっている。
発達障害で聴覚過敏があり、大人数の場 が苦手なため	学校では、別室で個別対応をしてもらっている。
脱臼に伴う神経障害で、肩から指先にかけ て強い痺れと痛み、握力低下が現れている ため	肩、腕、手に重荷がかかる作業が困難で、ヘッドセットの装着、ドアの開閉、荷物の保持の際にサポートが必要。
車いすを使用しているため	移動時のサポートが必要。
大人数(〇〇名程度)の教室で授業を受 けることが難しい為。	学校では特別教室で〇名と一緒に授業に参加している。
日本語が母国語でないため	一斉の指示だと分からないため、学校のテストは別室で受けている。

(様式 1)

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書

東京都教育委員会教育長 殿	フリガナ	フリガナ
	受験者 姓	名
	フリガナ	フリガナ
	保護者 姓	名
電話番号		

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、受験上の配慮を次のとおり申請します。

1 希望する配慮区分 希望する配慮区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印 記入欄	配慮事項	配慮の概要
1	視覚関係 (点字・拡大文字) ※ 1～4は重複して申請できません。	点字問題冊子による受験 (解答時間の延長あり) ※ 5、6、14と重複して申請できません。
2		拡大問題冊子 (イラストの文字化) による受験 (解答時間の延長あり)
3		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長あり)
4		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長なし)
5	聴覚関係 ※ 5～7は重複して申請できません。	音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (音声の聞き取りなし・解答時間の延長あり)
6		音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり)
7		直接再生による音 (音声) の聞き取りありでの受験 (音声文字化した問題冊子なし)
8	きつ音・発話障害関係	解答時間の延長
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮
11	発達障害・知的障害・情緒障害・顕性障害	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長あり)
12	※ 11、12は重複して申請できません。	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長なし)
13	その他 (持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等)	受験会場等に関する配慮
14	日本語指導	受験会場での支援

2 申請理由 障害等の内容や程度を含めて、上記 1 の配慮を希望する理由、普段の学校での配慮を具体的に記入してください。

希望する理由	
学校での配慮内容	

3 中学校記入欄 上記の申請内容が、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容に準じていることを確認し、以下の欄全てに記入の上、公印を押してください。

上記のとおり、受験上の配慮が必要であると認めます。	
令和 7 年 月 日	
校長 名 立	学校長
担当教員氏名	電話番号
公印	

(注意)

- ① 本申請書 (原本) の提出は必要ありません。専用ポータルサイトにて本申請書の画像データを御提出いただけます。
- ② 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取り込み等を行い、本申請書の jpg、jpeg、png、pdf、zip (ファイルが複数枚の場合) のいずれかの画像データを準備してください。保護者用マイページ上での配慮申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
- ③ 必ず配慮申請期間最終日の午後 5 時までに保護者用マイページから配慮申請を完了してください。
- ④ 配慮申請の審査において、不備点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 受験上の配慮に関する窓口より直接保護者 (生徒) 又は担当教員宛てに電話をする場合があります。なお、連絡内容は、対応品質の向上と確実な御手続きのため、録音いたします。
- ⑤ 本申請書は保管し、受験終了後に破棄してください。

【本申請書に記入いただく情報の取り扱いについて】

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、本申請書の記載情報を含む、配慮申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきまして、保護者の方の同意を得た上で、受験者本人も同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1) 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) の円滑な実施 (受験上の配慮を含む。)
- 2) 上記テストの統計処理・分析
- 3) 配慮申請の審査・承認、器具等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J)
問合せ先

受験上の配慮に関する窓口

0120-803-883 (フリーダイヤル)

※この番号は受験上の配慮申請専用です。
保護者・生徒の方、先生問わずご利用いただけます。

保護者・生徒用窓口

0120-717-719 (フリーダイヤル)

中学校用窓口

03-6633-3847

※この番号は先生専用です。
保護者・生徒の方は、上記保護者・生徒用窓口におかけください。

受付時間 (※全窓口共通)

午前10時から午後7時まで (土日、祝日、年末・年始を除く)

※4～6月、翌年1～3月:月～金の平日のみ

※7～12月:月～土(祝日含む)

※本試験日(11月23日)および、追・再試験日(12月14日)当日は受付

※年末年始(12月27日～翌年1月4日)は除く